

訪問販売にまつわるトラブル

相談事例

「お届けものです」と言われ^{※1}ドアを開けると、いきなり洗剤の箱を差し出された。新聞の購読を勧められたので、「他紙を取っているから要らない」と断ったが、「2年後からでもいいので1年間の契約をしてほしい^{※2}」と言われ、断りきれずにサインをした。

2年先に新聞が必要かどうか分からない^{※3}ので断りたい。



アドバイス

この相談事例のように、自宅に突然、事業者が訪ねてきた場合は「訪問販売」と考えられます。訪問販売の場合は、契約した日を含めて**8日以内であればクーリング・オフ制度**により無条件で契約を解除できます。クーリング・オフは必ずハガキなどの書面で通知してください。証拠が残るように、ハガキの表裏ともコピーを取り、特定記録郵便で事業者の代表者宛てに出しましょう。

また、断っても帰ってくれず契約した場合など、勧誘に問題があれば8日を過ぎた後でも交渉可能な場合があります。

クーリング・オフの通知を出す場合や、契約に疑問がある場合には、できるだけ早く京都市消費生活総合センターまでご相談ください。

ポイント

- ※1 事業者は、最初に「事業者名」「勧誘目的」「商品等の種類」を明示する義務があります。名乗らない相手や、不要な物であれば、ハッキリ断ってください。
- ※2 期間の定めのある契約をした場合、途中でやめるには事業者との合意が必要です。本当に必要かどうか事前によく検討してください。
- ※3 あまり先の契約をすると、配達が始まったときには事情が変わり不要になっていることもあります。先の契約は事前によく検討する必要があります。